

佐賀県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年八月二十四日から平成二十二年九月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	小城市芦刈町永田字東子ノ日二三五 ○番四地先から 小城市芦刈町三王崎字牛王一一三六番 二地先まで	平成二二・八・二四
県道 牛津芦刈線	小城市芦刈町三王崎字牛王三三三九番 三地先から 小城市芦刈町三王崎字四本松二九二 番四地先まで	〃